

高校教科書にみる人権教育の現在

菊入 三樹夫

How Are the Human Rights Described in Japanese High School Textbooks

Mikio KIKUIRI

はじめに

私はかつて学校教育で使用される教科書では、日本社会をどう記述しているかに興味を持ち、高等学校公民科（旧社会科）の一科目「現代社会」教科書には、日本文化や伝統、日本社会の特徴をどのように記述しているかを示し、教科書が描く日本像、自己理解像がどのようなものであるかを、比較検討して報告したことがある¹⁾。

その際に痛感したのは、日本社会の特性や独自性についての記述がひどく単調で平板、類型的なものであって、日本社会を構成している多様な要素と、それらがたがいに絡み合うダイナミックスについての理解がやや低いのではないかということであった。日本文化を理解する場合に必要な、日本社会の種々のマイノリティの存在や地方文化の役割、庶民のサブカルチャーにたいする顧慮が欠けているとの印象は否めないのである。このような日本文化についての理解からは、日本社会に歴史的に存在している多方面にわたる種々のマイノリティやその生活と、おおかたは抑圧されてきたこのような人々の人権問題についても鈍感にならざるをえないのではあるまいか。

またその後平成12年7月に、私は「教科書にみる日本—多様性と人権—」という題で研究発表をしたことがある²⁾。それは上記の報告で明らかにしたことがらのその後のフォローの意味を込めたものである。しかし、口頭発表という制限のなかでは必ずしも意を尽くせたものではなかった。そこで今回この機会に、日本社会を支え、担っているこれらの人々について教科書はどう記述しているか、今日の日本社会のマイノリティや彼らへの差別及び人権を、教科書はどう記述しているかに絞って、比較対照しながら標記のことがらにそって、検討してみたいと思う。ここでは日本社会のマイノリティや人権についてのみを絞り、日本文化の記述についての検討は、一つの独立した論題として他の発表の機会に譲ることにしたい³⁾。

ところで「現代社会」の教科書を取り上げ、またここで「現代社会」教科書を取り上げるのは、高等学校の教育課程では当時、「現代社会」は社会科唯一の必修科目で、すべての高校生が学習する影響力の大きな科目であり、差別や人権というテーマを単元としてまとめて学習する科目だったからであり、また現在の公民科でも多くの高等学校が「現代社会」を履修させて

いることによる。なお、中学校でなく高等学校を選んだのは、記述の内容が中学校では簡素すぎる点もあるが、高校生の思考レベルでは、日本について政治的、経済的、歴史的、文化的等々、総合的に学習し思考することが十分可能であり、また高校生はそのように要求されているから、「現代社会」教科書はいわばそのための重要なガイド役であり、そこに日本社会の重層性と人権に関することがらがどのように記述されているかは、大変重大であると考えてのことである¹⁾。

状況の変化

まずこの十年間の社会状況の変化ということでは、日本社会も欧米先進国の場合と同様に、多様な理由や事情からいろいろな国から外国人が流入し、日常生活レベルにおいても民族や生活文化の多様性を意識する機会がずっと増えたことがある。それにもかかわらずいまだに主要政治家の民族的偏見に満ちた配慮に欠ける発言や、先の戦争の処理をめぐる問題がなお起こること、また国外においても日本のNGOやPKOの人達の紛争地での活動、そこでの不慮の事故や被害が報道されるようになったことなどがある。

国内の状況の変化を示すものとしても、日本社会の多様性や重層性を自覚させるいろいろなことがらがこの十年に多出したことがある。まず第一に長く男性中心型の社会であった日本でも、多くの問題をはりみながらも、男女雇用機会均等法が改正された(1997、実態は抜け道だらけだが)ことをはじめとして、女性問題が日本社会のマイノリティ問題に目を向ける突破口になったことである。(バブル経済の破綻によって、労働市場におけるマイノリティである勤労女性や中高年の地位が実質的に向上したかどうかは別としてだが。)これより以前の1995年に、北京で開催された第4回世界女性会議のはたした役割もきわめて大きいものがあつた。なおこの会議には日本からは5千人の女性が参加している。これらの積み重ねの上に男女共同社会参画基本法(1999)が存在しうるのである。また、十年以前には「セクハラ(セクシャル・ハラスメント)」という言葉さえなかったことも付言しておく。

女性問題同様、日本のマイノリティ・人権問題の分野でもマイノリティの人権問題がいくつかクローズ・アップされ、それが日本社会の多様性をより強く認識させることになった(そのいくつかは良き解決への糸口を見いだした)。この十年の間に社会問題になった、代表的な日本のマイノリティ・人権問題をあげれば次のようなものであろう。

日本文化の多様性を示すもっとも貴重なもののひとつに、アイヌ文化の存在がある。アイヌ民族については、なんと「北海道旧土人保護法(旧土法)」と称する、百年も前の1899年に制定された法律がこれまで廃止されずにあつた。それに「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)」が1997年ようやく取って代わり、アイヌ民族の先住権については不満を残すものの、アイヌ民族の独自性と重要性が、法的にようやく認められることになった(あくまでも法的にであり、実態については別である)。また、外国人の指紋押捺も緩和されることになった。(1992年には在日韓国・朝鮮人などの永

住権者について。1995年に最高裁はこの押捺制度を合憲としたが、1999年にはすべての外国人について廃止された。) 国際結婚も社会のボーダーレス化によってますます増加しているが、これまで子どもの国籍は、父親が日本国籍で母親が外国籍の場合と逆に父親が外国籍で母親が日本籍の場合では扱いが異なっていた(男性中心の血統主義)。こういった残存してきた不合理が一つずつではあるが、この十年で解決の方向へと向かったことがある。

産業社会のもとでしいたげられている弱者、マイノリティの方はどうなったであろうか。世界的な公害被害裁判となった水俣病訴訟も、国側の責任は曖昧のまま残されるなど多くの問題をはらみながらも、1995年に被害者である患者原告団と被告国側はようやく和解することになった。それから差別・偏見の象徴でもあった「らい予防法」の廃止が1996年にあった。この「らい予防法」によって今では治療によって完治する病気であるハンセン病も、歴史的な強い偏見のなかで、一層差別が強化され、強制入所や隔離政策がとられ続けた。(旧法は1907年公布、新法は1953年、特効薬プロミンの開発と治療法が確立していたにもかかわらず成立。海外では隔離政策をとらず、社会内治療を実施した諸国も多い。これらの諸国との比較から、我が国のハンセン病に対するもともと存在した偏見が、旧法、新法と屋を重ねるごとにむしろ強化されていったことがわかる。) この政策は病歴者の大きな人権問題であったが、法的には隔離政策は廃止された。(2001年政府の隔離政策にたいする元患者被害者側の訴えに対し、小泉首相は政府を代表して公式に謝罪した。) 大気汚染公害でも淀川訴訟をはじめとして一定の解決の方向へ向かっている。だが、すべてがよりよい方向へ進んだわけではなく、医療・厚生行政関係では、血液製剤をめぐるH I V罹患の問題や輸入硬膜の移植が原因の発病問題が、厚生省(現厚生労働省)の杜撰で人権を軽視した対応を暴露したことは記憶に新しい。

だが、この十年間で日本の産業経済は極めて落ち込んでいる。雇用(リストラ)問題をはじめとした、不当解雇や嫌がらせ、いわゆるサービス残業などの被雇用者にたいする不当労働行為などの人権問題は後を絶たない。バブル経済の崩壊後の日本経済の総体的な縮小は、過剰労働力の解決のためリストラ旋風を呼び、経済・生産活動におけるいわゆる周縁的存在を切り捨てることで生き延びようとしたが、予想を超える経済縮小によって、リストラする側(差別側)も容易にリストラされる側(差別される側)へと転換しようという、差別に見られる典型的な構図となって吹き荒れている。また、介護保険制度が波乱の末導入されたように、高齢化社会はなおも進行している。身障者や高齢者への対応は欧米社会に比べてきわめて心細いままであり、生活弱者の人権保障については問題が山積しているといえよう。

いっぽう学校教育の場では、いじめの頻発やそれによる子どもの自殺という、胸を痛める事件がこの十年の間に頻発し、決して明るい方向へと向かってはいない。学校でのいじめはあらゆるマイノリティ問題、差別・人権問題の原型をなしているといえよう。中央アフリカやバルカン地域、中央・西アジアやインドネシアで起こった少数民族への抑圧や虐殺の構図は、学校でのいじめと基本的に変わることはない。私たちの社会はこのいじめをどう克服するかで、私たちの人権意識、マイノリティへのまなざしや対応が同様に試されているのである。また不登

校児童・生徒の数も年々増大して、この十年間で倍増し、文部科学省の基準にそった統計上でも14万人の小中学生が不登校であり、増加は留まるところを知らないが、不登校問題も人権問題としてとらえる視点が大切であろう。

ところでこの十年の間に歴史学・考古学の分野においては、たとえば網野善彦氏など歴史学者の働きが社会的な共感を呼ぶなど、めざましい進展があった。ここではあまり詳しく触れられないが、中世史における日本社会の多様性とダイナミックスを氏は説得力を持って描き出している。中世の生活史における女性の積極的な役割（例えば桂女などの経済活動）、清水坂や大山崎の所属民の積極的な社会活動が近世以降に確立した被差別民観では解明できないこと、近世江戸社会においても、従来は「士農工商」のタテ型身分秩序観による解釈であったが、それがかなり実態とは異なったものであり、商業流通を握る地方の稲作農業に依拠しない「水呑百姓」階級による経済活動の隆盛や、被差別民の多様な経済活動などが解明されてきた。従来の稲作農耕を基盤とする固定的・一元的な身分観にたいして、かなり多様で自由な経済・文化活動が行われ、多様性や重層性が当時の日本社会では日常的に承認されていたことを浮き彫りにしてくれた。

だが総体的に考えるならば、私たちの社会の現時的な人権問題については、上記したような事項以外にはかばかしい進展が見られなかったことも事実である。このように多くの変化をもたらした十年が経過して、今まで述べてきたような人権にかかわる基本的な諸問題を教科書はどう認識し、どう記述しているだろうか。これらのうち主要な事柄を、代表的な教科書を参照しながら検討していきたいと思う。

教科書記述の実際

差別や人権にかんする教科書の記述を比較検討するにあたって、私は4種類の検定済み教科書を取り上げることにした。いずれも教科書としての採択率が低くないものであり、4種類すべて出版社、執筆陣の異なるものである。仮にこれらをA・B・C・Dとするが、それぞれ詳細は表-1に示すとおりである。

表-1 教科書別「差別」・「人権」をテーマにした記載部分

教科書	出版社	代表執筆者	全ページ数	差別部ページ数	人権記述ページ数
A 高等学校新現代社会改訂版	清水書院 H.9 検定済み	小牧 治	220ページ	2ページ83行 (1行19字)	8ページ
B 現代社会	東京学習出版社 H.5 検定済み	飯坂 良明	208ページ	2ページ77行 (1行22字)	10ページ
C 現代社会改訂版	山川出版社 H.9 検定済み	島田 晴雄	210ページ	2ページ45行 (1行31字)	5ページ
D 新高校現代社会	一橋出版 H.5 検定済み	二谷 貞夫	223ページ	3ページ70行 (1行29字)	7ページ

いずれもB5版大で、巻頭にカラー写真、巻末に重要事項の索引があるなど大差はない。また、平等や差別の記述に費やしたページ数も表-1の通り、1誌が3ページであるほかは3誌がすべて2ページと、その記述の少なさにおいても共通している。しかし、記述してある範囲と内容は大きく異なったものである。記述内容をまとめると、表-2の通りである。標記のゴシック体文字は教科書もゴシック体で記述してあるものである。(一般に教科書は強調すべき語句はゴシック体で記述してある。)

このような教科書の記述量の絶対的な少なさは、結果的にあまた存在する日本社会の差別・人権問題を見落としてしまうことになり、また教科書に記述がないことが、場合によっては問題そのものが存在しないということにもなりかねない。また記述のある女性差別、アイヌ民族や同和問題、在日韓国朝鮮人の置かれた状況についても、記述量のその絶対的な少なさから、表面的な理解に留まり、歴史的な経緯や生々しい現在の状況などまで理解するにはいたらず、共感や憤りに支えられたインパクトを伴う理解とは違った単なる知識に終始し、今日の差別や不合理を突破するエネルギーを生み出すものにはなりえないことになりかねないのである。

日本社会のおもな差別や人権問題

ここで高校生が日本社会をよりの確に理解するため、必要と思われる日本社会の差別や人権問題につて、日本のおもなマイノリティを中心にこれらの教科書を補完すれば、以下のような問題についても記述が必要だと考える。また、教科書記述や今日の問題点も指摘しておきたい。

1. 日本の民族的・文化的なマイノリティについて

アイヌ民族の歴史、アイヌ民族の明治以降の処遇、アイヌ民族の現在などの記述が必要なのはもちろんであるが、北海道には他の北方民族も存在していることを忘れてはならない。かつて、ギリヤークなどと呼称されたニブヒ・ウィルタ民族である。彼らは1989年の国勢調査では「北方諸民族」として2,869人が確認されている。北海道に彼らが居住している理由についても留意しておく必要がある。1945年8月の日ソ中立条約を破棄したソ連軍の南樺太への侵攻により、在住の日本人の多くは北海道に引き揚げたが、取り残された住民(その多くは朝鮮半島出身者)もいた。それとは逆に風貌が日本人と似ているため、ソ連軍の迫害をおそれて北海道へと逃避した現地人たちがあり、ニブヒ・ウィルタ民族の人々もこのような経緯で来日した人々が多い。これらの人たちについてはいずれの教科書にも記述はない。ちなみに、ギリヤークやオロッコといった呼称は蔑称であることも理解しておきたい。

アイヌ民族についての記述はすべての教科書にあり、アイヌ文化振興法についても記述があるが、アイヌ民族はすでに「同化」されたととらえる傾向について批判しておく必要がある。たとえば最近に限っても、東北海道地区選出の衆議院議員の鈴木宗男議員(当時)と平沼赳夫経済・産業大臣(当時)はいずれも公式の場で、アイヌ民族はすでに完全に同化されており、日本は単一民族国家であると発言し波紋を広げ⁵⁾、尾身幸次沖繩・北方担当大臣(当時)も、

表-2 各事項記述内容

①女性の権利・地位にかんすることがら
<p>A 男女雇用均等法・男女平等・男女共同参画・国連女子差別撤廃条約（写真グラフあり）</p> <p>B 男女同権・国連女子差別撤廃条約（資料）・「家」制度・男女雇用均等法（グラフあり）</p> <p>C 両性の本質的平等（別所に家制度や女性の社会進出の記載あり）</p> <p>D 性差別・国連女子差別撤廃条約（資料もあり、また別所に家制度・男女雇用均等法の記述あり）</p>
②同和問題について
<p>A 部落問題・水平社・同和対策審議会答申（資料）</p> <p>B 部落差別・同和対策審議会答申（資料）・同和対策事業特別措置法（写真もあり）</p> <p>C 被差別部落・同和対策審議会答申（資料もあり）</p> <p>D 部落差別</p>
③民族問題1（アイヌ民族など）
<p>A アイヌに対する偏見（写真も）</p> <p>B アイヌ系への差別</p> <p>C アイヌの人々</p> <p>D アイヌ・「アイヌ新法」・北方の少数民族</p>
④民族問題2（在日外国人など）
<p>A 在日韓国朝鮮人・強制連行</p> <p>B 在日韓国朝鮮人に対する民族差別・韓国併合・強制連行・住居就職での差別（写真もあり）</p> <p>C 在日韓国朝鮮人（別所に外国人労働者の記述あり）</p> <p>D 他民族文化の蔑視・人権の抑圧・在日韓国朝鮮人</p>
⑤身障者・病者について
<p>A 身障者・H I V</p> <p>B 身障者雇用促進法</p> <p>C 障害者</p> <p>D 身体障害者</p>
⑥その他のことがら
<p>A 思想信条にもとづく差別</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>D 民族の共存・明治以降東アジアでの他民族蔑視・思想信条による差別</p>
⑦その他・記述された用語
<p>A 自由権・平等権・法の下での平等</p> <p>B 法の下での平等・四民平等・憲法14, 24, 26条</p> <p>C 公共の福祉・権利の濫用・個人の尊厳</p> <p>D 偏見</p>
⑧索引にある人権にかんする用語
<p>A 「イエ」制度・老人福祉・エスノセントリズム・ノーマライゼーション</p> <p>B 従軍慰安婦・ノーマライゼーション・老人福祉・外国人労働者・「ガイジン」・水平社</p> <p>C 差別の撤廃・社会的差別</p> <p>D 家制度・外国人花嫁・外国人労働者・国籍法の改正・男女差別</p>

日本は「大和民族」の単一民族国家だと発言して⁶⁾ 批判を浴びたが、影響力の大きい政治家や官僚といった国家の指導層には、日本を一民族国家として考える戦前以来の同化政策をささえた歴史理解（誤解）を振り回す人が根強く存在する。不正確な知識と不勉強で尊大な姿勢が偏見や差別を招くという典型的な事例である。民族的という点では小笠原諸島に在住の欧米系日本人にかんする記述もない。これとは別に、琉球諸島の歴史と文化についての記述はいずれの教科書にもない。

ところで「日本人」とはどの範囲をさしているのであろう。教科書の記述する「日本」ないし「日本人」、「日本文化」の指し示す範囲は極めて曖昧なものである。地理的に日本列島とその付属する島嶼に日々生活をしている人たちの全体をさしているのか、またその上共通の文化的一体感を有する人たちに限るのか、あるいはどんな外見であれ日本国籍をもっているとの法的な条件によるのか、きわめて漠然としたものでしかない。ただいずれの教科書も、日本文化という場合には畳や床の間などの、たとえば茶道がもっている数寄屋風の舞台装置や、季節感に鋭敏で花鳥風月をめめ楽しむような特性を指している。このような文化はいわゆる「文化における中心」的なものではあるが、多様な日本文化を構成する琉球文化やアイヌ文化といったいわゆる「周縁」的な特性を持つ文化を排除することになり、上記した政治家の発言同様、はなはだしい誤謬をおかしていることになる。

2. 同和問題について

「同和は怖い」ということがいわれることがある。多くの人はその存在を観念として知っているのだが、先のような言葉があるように、根強い偏見にさらされている。不正確な知識と不勉強が差別を招くのはこの場合も同様である。なぜこの問題が存在するのか、現在どのような状況にあるのかといったことについて、正確な知識と理解をもった人は極めて少ないように思われる。中世から近世までの歴史、明治以降の処遇、今日の問題などの正しい理解に、まさに学校教育こそはこの問題の総合的な理解と解決に適したシステムであるように思われる。ぜひ、教科書にもより立体的な記述を望むものである。

だがいずれの教科書にも同和問題の記述があり、3誌に「同和対策審議会答申」の語句があり、いずれも「答申」の抜粋文を枠で囲い資料として掲載している。それゆえ生徒の理解如何は担当教師の力量にかかってくるだろう。東日本では関西地方のような実態は存在しないような誤解をもった教師も多く、かかる場合には同和問題を授業で取り上げない場合もある。

近年のインターネットの普及は、この差別問題をむしろ深刻化させていることも付言しておきたい。発信者の匿名性のゆえ、悪意をもった発信者が、同和問題に対し差別に満ちた文書やいわゆる『特殊部落地名総鑑』の販売に関するホームページをゲリラ的に公開したり、特定個人の出自についてデマを含めて暴露するなど、悪意に満ちた攻撃は枚挙にいとまがない。

3. 女性問題について

女性に対する社会的差別の記述はあるが、就職や昇進にあたっての現実の具体的な女性に対する差別などを記したものは少ない。また欧米先進国と対比した、社会への進出度の数値的表示も必要だろう。だが今後は、勤労女性と専業主婦とのあいだでの年金格差問題や、労働基準法の女性の深夜勤務についての制限などが、単に女性の社会進出を応援すればよい時点から、女性の多様な社会進出がもたらした結果の女性間の対立へと移行しかねない状況があり、これを社会的によりよい解決へと進めるため、何が必要かといったことも考えていかねばならない事態にある。だがこういった事柄の提示は学校教育のもっとも得意とするところであるはずであり、学校教育はどこまでバランスを持って提示できるだろうか。またセクシャルハラスメントについても、この項にぜひ記述したいものである。

それから近年社会的な問題として認識されるようになったDV（家庭内暴力）も、多くは女性にたいする理不尽な攻撃であり、セクシャルハラスメントともども、男女あるいは家庭の問題としてよりは、社会的な人権問題としてとらえる必要があろう。なお、「従軍慰安婦」について記述があるのは1誌のみであった。

4. 在日外国人について

在日韓国・朝鮮人の存在やその歴史的な存在理由についての記述は、教科書によりかなりの差があった。在日外国人の処遇や地位、差別についての記述はあるかが要点になる。

日本の歴史教科書の記述問題や日本要人の靖国神社への公式参拝についてアジア諸国が問題視すると、必ずのように「内政干渉」として日本では逆に反中国、反韓国のキャンペーンが展開するが、なぜこのような問題が起こるかについての歴史的経緯の共通理解など、円満な解決へと向けて何が必要かといった議論も必要であろう。またとくに、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）との関係はかんばしいものではないが、緊張をもたらす問題が出来るたびに、在日朝鮮人の子弟へ向けられる卑劣な攻撃も頻発する。

これによく似た構図の人権問題としては、2001年9月11日のニューヨーク世界貿易センタービルなどへのテロの後、アメリカにおいて排外的な気分が横溢し、アジア系とくにアラブ系や西アジア系の人々や非キリスト教の人々への「人種」的・宗教的差別と暴力行為が頻発していることがある。無知や偏見に基づくクセノフォビアとナショナリズム、宗教的偏見が危機的な状況の中で吹き出し、その場合マイノリティーの人権については置き去りにされるのが通例である。関東大震災時における朝鮮人に対する虐殺や亀戸事件などは、決して今日とは切り離された過去の出来事ではない。あらゆる機会に注意を喚起する必要がある。

今日の日本ではいわゆる「不法就労者」問題や外国人（とりわけイランや中国）による犯罪の多発に触発されて排外的な発言、難民認定問題や無保険外国人の医療問題と、多くの人権問題を抱えている。それから、在日外国人（とくに永住者）の公務員採用問題は地方自治体から起こってきたが、この問題も把握しておく必要がある。

5. 身障者・知的障害者・高齢者について

この人々の事柄について、人権の單元には具体的な事例として記述する教科書はない。高齢化社会へと急速に進み、共生社会をうたう日本社会である。公共施設などを中心に手すりやスロープなどのバリアフリー対策や、デイケア施設などが徐々にではあるが充実の方向へと向かっている。これらの動きに並行して介護保険制度の導入があることは間違いない。ケア・介護が産業として成立する社会に日本社会は入ったのである。

しかし、それに住民・市民の側がついていけない状況もあるのではないか。壮健者がシルバーシートを占領したり、盲導犬の入店を拒否する店舗、歩道の盲導プレート上への自転車や荷物の放置、障害者施設の建設ボイコットをする地域住民の運動といった、基本的認識すら普及していないことを示す事例は、現在も目の当たりにすることができる。これらの事態から考えてみると、私たちの社会は本当に障害にやさしい社会へと向かっていると言えるのか、きわめて疑わしいといわざるを得まい。そのうえ、授産施設や養護学校、児童相談所などでの職員による耳を疑うような虐待や性犯罪すら報告されている。顕在化した事例が実際の状況に比べて、ほんの一部に過ぎないことは容易に想像しうる。社会の監視体制を強化する必要もあろうが、何よりも私たちの社会が、この問題にもっと身近で重要な事項であることを自覚する必要があるのではないかと思わずにはいられない。

6. 病者・薬害公害被害者について

個別の事例とそれが起こった原因、そしてそこから発する差別などについて、詳説した教科書はない。だが、今日の代表的な当該問題を思いつくままに羅列してみても多数に上る。いわゆる難病の人々、HIV罹患者、ハンセン病、統合失調症などの精神疾患、その他にも戦争や戦災による後遺症や原爆病、人権に一顧の配慮もない産業優先社会が原因となった水俣病やイタイタイ病など、4大公害裁判にまでいたったいわゆる公害病の被害者、森永砒素ミルク、スモン病、サリドマイド後遺症、カネミ米ぬか油被害者、四日市喘息をはじめとした大気汚染被害者、血液製剤などの薬害被害など、ざっと並べても数え尽くせないほどの人権侵害があり、日本社会はこのような人々の被害のうえに繁栄を築いてきたのである。これらに該当する人々の大半は被害者であるにもかかわらず、企業や行政を相手取った訴訟などで抵抗する人々は、差別や人権侵害のキャンペーンにさらされ、結婚や就職などにおいて陰に陽にと差別されているのが現状である。

日本社会が本来の共生社会へと脱皮するためには、日本社会の繁栄が産み出したこのような事態にどう対応するかにかかっている。私たちすべてが被害者に、あるいは加害者になってしまう可能性もきわめて高い。私たち自身の問題として認識する必要に迫られている。

7. その他について

学校教育の場で多発する問題、いじめやセクシャルハラスメントはもちろん明白な人権問題

C 教科書

第3章 第4節 日本国憲法の基本原則

テーマ3 人権保障と公共の福祉

どうすれば平等に人権保障ができるでしょうか

●公共の福祉

基本的人権は「立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」(憲法第13条)と定められています。しかし、それは何れも無制限なものではないことに注意しなければなりません。たとえば、団地やアパートでの日常生活を考えてみましょう。窓をあけたまま、あるいは深夜にピアノを弾けば、周囲に住んでいる人びとに迷惑がかかります。隣人は、落ちついて生活することができなくなるのです。個人が社会のなかの存在であると同様、個人の権利もまた社会と調和したものでなければなりません。社会生活のなかでは、おたがいの人権のあだの調整が必要となるのです。このような調整原理を、日本国憲法は公共の福祉という言葉でいあらわしています。公共の福祉とは、おおぜいの人びとの幸福という意味で、個人の自由や権利も多くの人の幸福と調和するものでなければならぬという考え方を示しています。また、公共の福祉とは、各人の人権を公平に尊重すべきものとする原理であるといえることができます。

●権利の範囲

憲法は、「国民は、これ(自由や権利)を濫用してはならない」(第14条)とも定めています。権利を行使するといっても、無制限に認められるのではなく、社会的に許される範囲で認められるのです。その限界をこえた場合は、権利の濫用として、その行為は認められないのです。

権利の濫用とは、他人に著しい害をあたえる仕方での権利を行使する場合をいいます。権利を行使する人のえる利益と、それによって他の人のうける損害を比較して、前者のほうが著しく大きい場合は、権利の濫用となるのです。最近においては、権利の濫用の範囲が広くなっています。

●法の下の平等

日本国憲法は、「すべて国民は、法の下の平等」である(第14条)と定め、階級や性別、国籍・性別などにもよって不合理な差別を禁じて


います。これは政府が権力の行使にあたって、そのような差別をおこなうことを禁止するものですが、一般の社会でも就職試験などにたいして、不適当な差別をおこなうことは、この憲法の精神からみてこのまじくではないのです。

個人の尊厳という憲法の基本思想から、可能なかぎり外国人に日本国民と同等な人権の保障が望まれています。

結婚・相続など、家庭に関する事項については、とくに「両性の本質的平等」(第24条)が考慮されなければなりません。憲法の制定とともに女性への差別は、制度として廃止されたものの、女性が職業家として能力を発揮する条件は、まだ十分に実現されているとはいえないのです。

●社会的差別

法のものとの平等を定める憲法の規定にもかかわらず、日本の社会には、いろいろな不合理な社会的差別が存在しています。なかでも顕著なのは、被差別部落やアイヌの人びと、障害者、そして在日朝鮮・韓国の人に対する差別です。その結果として、これらの人びとは、職業選択の自由が妨げられ、結婚が妨害されたり、また貧困に苦しんだりしていることも少なくありません。このような事実をひきおこしていることは、社会の責任であり、私たちは差別意識の誇りを自覚し、差別の撤廃に努めなければならないのです。



差別撤廃をよびかける市民グループ(被差別部落) 日本社会からあらゆる差別をなくす努力は、これらから学ばなければならないはずです。

同僚制の背景

いかに同僚制は、日本社会の歴史的経緯から見て、合理的なものであるかという点について議論がなされ、同僚制の是非が議論された。同僚制の背景には、日本社会の歴史的経緯から見て、合理的なものであるかという点について議論がなされ、同僚制の是非が議論された。同僚制の背景には、日本社会の歴史的経緯から見て、合理的なものであるかという点について議論がなされ、同僚制の是非が議論された。

D 教科書

[3] 基本的人権の保障(2)

法の下の平等

人はかけがえない存在であり、個人として尊重されなければならない。というのが民主主義社会の原則である。したがって当然、だれも不当な差別を受けておられない平等な権利は、すべての国民の基礎となる権利であるといえる。

しかし、加齢・性別・国籍・宗教・職業・学歴・障害の有無などによって、国民を差別する法律の制定や行政を行ってはならない(第14条)。また、家庭生活における男女の平等(第24条)、教育の機会均等(第26条)なども保障されている。

社会生活の中の差別と不平等

憲法に平等が保障されている。現実社会にはさまざまな形で差別や不平等が残されている。

雇用関係における女性差別を解決するため、1985年には男女雇用機会均等法が制定された。そのほか、企業や労働組合の一部にみられる思想・信条による差別、在日韓国・朝鮮人に対する民族的差別、結婚などのさいにまだみられる部落差別、身体障害者に対する差別や偏見などがあげられる。


社会権の登場

18～19世紀、経済活動の自由が保障され、資本主義は大いに発展を遂げた。その結果、富者の多量な不平等が社会問題となり、平等を実質的なものにするため、国家は経済活動の自由を制限し、すべての国民の生存の権利を確保すべきという社会権の主張が強まった。ドイツのワイマール憲法(1919年制定)は、高福祉の道を歩み、人間らしく生きる権利や労働者の団結権など、社会権を規定した最初の憲法であった。日本国憲法も現代的な人権としての社会権を取り入れ、生存権(第25条)、教育を受ける権利(第26条)、労働基本権(第27、28条)を保障している。

日本国憲法は、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する(第25条)と、国民の生存権を保障し、そのために国は社会保障や社会福祉の向上に努める努力をしなければならない、との責務を定めた(同条2項)。この規定をもとにして、生活保護法をはじめ各種の社会保障関係の法律が制定され、福祉社会をめざした取組みがなされている。

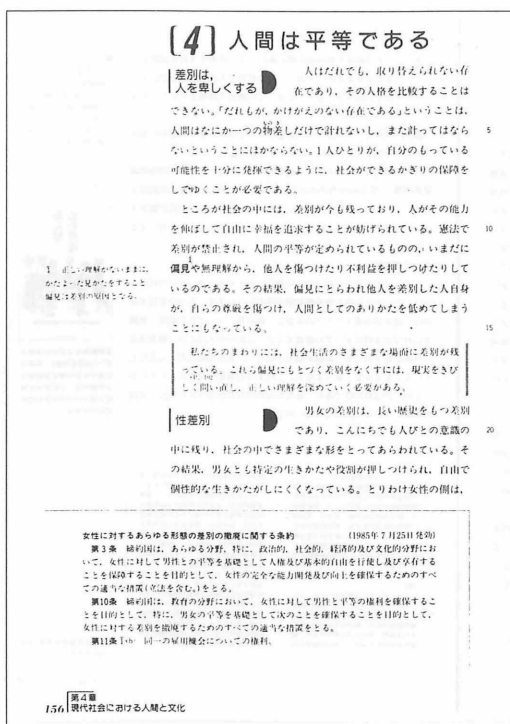
教育を受ける権利(第26条)は、個人が教育を受けるために必要であるだけでなく、職業に必要な知識や技術を身につけるうえで大切な権利である。この権利を保障するため、義務教育の無償化、日本有英会による奨学金制度、社会教育の実定など、広い施策が行われている。

労働基本権とは、労働者が人間らしく働き、人間らしく生きるために必要な基本的権利という。憲法は、勤労の権利(第27条)と29)に勤労者の団結権、団体交渉権、および団体行動権の労働基本権を保障している(第28条)。



ともに働く(働く)の権利(労働基本権) 憲法に保障されている。

D教科書



であるが、従来より学校側が学校行事のように頻繁に行ういわゆる持ち物検査や服装検査のような「指導」も、人権問題としての視点を持つ必要がある。日本の学校教育は歴史的にも大変広範な分野を受け持っている。学習指導を中心にした諸先進国とは異なり、集団行動への順応や髪型、所持品の規制など微細にわたることが多い。このような「指導」を歓迎する向きもあり、それが学校の社会的評価となることも多い。その結果、学校は人権感覚にむしる鈍感であり、特にカント的な意味合いでの子どもの人格について、尊厳を持った目的として対応するような習慣は少ないようである。

生活の多様化の進行の中で、このような旧来からの「学校共同体」的な規制が、

本来学校教育が受け持つべき業務であるかどうか、学校・教師は地域との連携しながら、学校教育とは如何にあるべきかを中心に、なすべき業務も明確にし直す必要がある。

教育行政についてみると、養護学校の義務化が導入され(1979)て久しい。ノーマライゼーションは個別の事例としては進展を見せたものもある。しかしその場合の多くは、保護者や理解者、支援者の並々ならぬ努力と負担によるものであり、ノーマライゼーションについての理解が学校教育の現場、教育行政、地域で深まったとは一概には言えない。

今日の社会生活においてマスメディアの果たす役割はきわめて大きい。同時にマスメディアによる報道被害、たとえば松本サリン事件や桶川ストーカー殺人事件などでの警察・行政の怠慢と、それを鵜呑みにしスキャンダルとして大々的に報道する商業主義のマスメディア、情緒主義に流されてプライバシーを暴き立てて視聴率を獲得しようとするセンセーショナルリズムなども今日の人権問題として取り上げるべきである。また先の同和問題の項であげたが、インターネットを使用した差別や人権侵害、特定人物にたいする名誉毀損、情報の漏洩なども今後多発するおそれが非常に大きい。

まとめとして

公民科科目「現代社会」設置の目的と役割は、現代社会のありようを客観的に示し、批判的に考察する態度を養うことにある。学習指導要領「現代社会」の1目標には、「人間の尊重と

科学的な探求の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題について主体的に考え公正に判断するとともに自ら人間としての在り方生き方について考える力の基礎をを養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。」とある。しかしそれにしても、人権や国民の権利をテーマとする項目が5～10ページと、あまりにも記述の絶対量が少なすぎる。それゆえ、前述したような、日本社会に存在する焦眉の人権問題について、その具体的な事柄については触れることすらできないままになっている。

C教科書は「日本国憲法の基本原則」と題し、「人権の保障と公共の福祉—どうすれば平等に人権が保障できるでしょうか」との副題で2ページにわたって人権について記述している。小見出しを4つあげ、順に「公共の福祉」、「権利の濫用」、「法の下での平等」、「社会的差別」となっている。だが驚かされるのは、その記述内容である。少し長い「公共の福祉」と「権利の濫用」の所を引用してみる。

・公共の福祉

基本的人権は「立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」（憲法第13条）と定められています。しかし、それはけっして無制限なものではないことに注意しなければなりません。たとえば、団地やアパートでの日常生活を考えてみましょう。窓を開けたまま、あるいは深夜にピアノを弾けば、周囲に住んでいる人々に迷惑がかかります。隣人たちは、落ちついて生活することもできなくなるのです。

個人が社会のなかの存在であるとするれば、個人の権利もまた社会と調和したものでなければなりません。社会生活のなかでは、おたがいの人権のあいだの調整が必要となるのです。このような調整原理を、日本国憲法は**公共の福祉**という言葉で言いあらわしています。公共の福祉とは、おおぜいの人々の幸福と調和するものでなければならぬという考え方です。また、公共の福祉とは、各人の人権を公平に尊重すべきものとする原理であるということができます。

・権利の濫用

憲法は、「国民は、これ（自由や権利）を濫用してはならない」（第12条）と定めています。権利を行使するといっても、無制限に認められるものではなく、社会的に許される範囲でしか認められないのです。その限界を超えた場合は、**権利の濫用**として、その行為は認められないのです。……

この記述はどう考えてもバランスを失っている。憲法で保障された自由や権利の何たるかは前項で説明されるが、「法の下での平等」、「社会的差別」の先に公共の福祉を記述し、権利の濫用を戒めたりすることが強調された記述になっている。人権意識の低さは扶桑社版『新しい歴史教科書』や『新しい公民教科書』のみが取り沙汰されるが、何もこれは扶桑社版に限られたことではない。また、全般的にどの教科書も人権や国民の権利について記述の絶対量が少なく、日本社会における現実の具体的な深刻な人権問題があまり記述されず、抽象的な人権理念の保

障といった記述に終わりがちである。

戦後の文部行政はいわゆる「逆コース」以降、特に1958年の学習指導要領の告示を契機に、学校・教師に対する指導・監督権を強化してきた。同時に憲法・教育基本法の精神の空洞化が進行し、人権について尊重する姿勢も減退していくのである。かかる経緯を反映してか、教科書の記述も同様に退行してきた歴史がある。1958年以降、法的拘束力を持つことになった学習指導要領とそれにもとづく教科書の編集、その教科書を文部科学省がチェックする教科書検定制度、そしてその検定教科書の学校教育の場での使用の義務づけと、幾重にもめぐらされた制約の中で、平等権・人権問題は教科書記述で2～3ページの分量となってしまっているのである。

このような経緯から多くの教師は他の科目と同様、副教材や副読本を子どもに購入させ使用させることになる。副教材ではその体裁を含めて多様な編集・記述がなされている。教科書の著编者や教科書の執筆を断念した人々が、教科書ではなしえないフラストレーションをこの副教材で一気に発散させたの観がある。しかし他教科も含め、本来教科書が充実したものであるならば、副教材は現場の実情に合った教師手作りのプリント類で十分授業は遂行できよう。その分教師の力量にかかってくることになるが、それこそ望ましいことではあるまいか。

さて現行の新学習指導要領の基本的な方針である「ゆとり学習」は、人権問題に対する理解や感覚を育てるのにはたして有効であろうか。また「総合的な学習の時間」では差別や人権についての理解が深まるような指導ができるだろうか。教師の力量はもちろんのこと、教師自身の人権意識がもっとも重要であることは言うまでもない。

1999年3月告示の学習指導要領に沿った新教科書が出揃い、教育実践現場の対応がそろそろ数年後に、また同様のテーマでご報告したいと考えている。最後に、この小論にて具体的にあげることのできなかつた人権問題も、今日の日本社会にはあまた存在する。取り上げなかつたのはその問題が軽微なものと考えたからではなく、紙面の制約及び私の知識と能力の狭量によるものであることを付言しておきます。

註

- 1) 「国際化の中での社会科教科書の現況」、『世界新教育』第33号、1992
- 2) 世界教育連盟日本支部平成12年第1回研究会 2000年7月16日
- 3) 「教科書に描かれた日本の自画像－高等学校「現代社会」に見る日本の文化と伝統の特性－」、東京家政大学研究紀要第43集、2003年2月
- 4) この小論で検討対象とする4種の「現代社会」教科書の執筆根拠となっている、1989より実施の高等学校学習指導要領「現代社会」編では、次のような記述がなされている。

1 目標

人間の尊重と科学的な探求の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題に対する判断力の基礎を培うとともに自ら人間としての在り方生き方について考える力を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。

とあり、2 内容 (3)現代の政治・経済と人間 の エ民主社会の倫理 には、
「生命の尊重、自由・権利と責任・義務、人間の尊厳と平等などについて考えさせ、民

主社会において自ら生きる倫理について自覚を深めさせる。」との記述がある。

また2002年4月から実施された、1999年3月告示の高等学校学習指導要領「現代社会」編は、次のような記述になっている。

1 目標

人間の尊重と科学的な探求の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題について主体的に考え公正に判断するとともに自ら人間としての在り方生き方について考える力の基礎をを養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。

とあり、2 内容 (2)現代の社会と人間としての在り方生き方 の ウ 現代の民主政治と民主社会の倫理には、

基本的人権の保障と法の支配、国民主権と議会制民主主義、平和主義と我が国の安全について理解を深めさせ、日本国憲法の基本的原則について国民生活とのかかわりから認識を深めさせるとともに、世論形成と政治参加の意義について理解させ、民主政治における個人と国家について考えさせる。また、生命の尊重、自由・権利と責任・義務、人間の尊厳と平等、法と規範などについて考えさせ、民主社会において自ら生きる倫理について自覚を深めさせる。

という記述がある。

5) 2001年7月3日付朝日新聞など。

6) 2001年11月30日付朝日新聞。